

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例について、令和8年4月をもって廃止する。

1 根拠規定

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和53年9月30日条例第20号）及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年10月11日条例第52号）

2 高額療養費資金貸付

(1) 基金の制度概要

国民健康保険に加入している者が高額療養費の支給が見込まれる療養を受け、支払いが困難な場合に、高額療養費の支給見込額の9割を限度として世帯主に貸付を行う制度である。貸付金は後日、高額療養費支給の際に清算を行うこととなる。

(2) 基金の廃止理由

医療機関での支払いが自己負担限度額まで抑えられる限度額適用認定証制度の普及・定着及びマイナ保険証利用者はその場で限度額が適用できることにより、令和4年度以降貸付実績がないため。

(3) 他区の状況

12区で制度なしまたは条例廃止済（検討中含む）

3 出産費資金貸付

(1) 基金の制度概要

国民健康保険加入者で出産育児一時金（50万円）の支給が見込まれる世帯で、出産予定日まで1か月以内の方。または、妊娠4か月以内で出産費を医療機関に支払う必要が生じている方に対し、出産育児一時金の8割以内を無利子で貸付する制度である。後日、出産育児一時金支給の際に清算を行うこととなる。

(2) 基金の廃止理由

事前に医療機関と世帯主が直接支払制度に係る合意をしておくことにより、国保が医療機関に出産育児一時金を直接支払う、直接支払制度が普及・定着し、平成30年度以降貸付実績がないため。

(3) 他区の状況

19区で制度なしまたは条例廃止済（検討中含む）

4 施行期日

令和8年4月1日